

ご使用水量のお知らせ(検針票)広告募集のご案内(再募集)

平成30年9月
堺市上下水道局

堺市上下水道局では、水道メーターの検針時に配布している「ご使用水量のお知らせ」の裏面に掲載する広告を、平成30年7月に募集しましたが、応募がなかったため再度募集します。

「ご使用水量のお知らせ」は、2か月に一度の水道メーターの検針の際に、使用水量や水道料金等をお知らせするもので、市内約33万件のご家庭、事業者にご配布しています。

ぜひ、会社やお店のPRにご利用ください。

1 申込資格

市内に事業所、店舗等がある個人、法人又は団体(市内の地域産業、商店街、市場、専門店の連合会、組合に限る。)で引き続き1年以上営業を行っており、その業務内容が明確な者。

この広告は、広告主を直接募集するため、広告代理店の方は、申込みできません。また、上下水道局が定める広告掲載基準に反する方は、申込みができません。

2 最低広告料、広告の大きさ等

最低 広告料	518,400円 (印刷費用を含む。消費税込み)(1枚につき約0.26円)
契約保証金	165,000円(広告掲載契約締結と同時に納付・広告掲載終了後還付)
募集枠	1枠
広告の大きさ	横 6.2cm×縦 8.5cm
広告原稿	広告主作成
刷色	青色単色(現在、検針票で使用中的色)
紙質	感熱ロール紙
掲載 必要事項	広告主の名称(ブランド名でも可)、所在地、連絡先の電話番号

3 配布方法等

配布先	上下水道局が検針を行っている市内の水道使用者
配布方法	検針業務委託業者が2か月に1度、水道メーターの検針を行い、「ご使用水量のお知らせ」を郵便受け等に投函します。検針区域は、奇数月に行う区域と偶数月に行う区域に分かれています。
配布(掲載) 期間	平成30年12月検針分から1年間(予定) (在庫状況等により、配布開始時期及び終了時期が変更になる場合があります。)
配布回数	同一の水道使用者に対し、期間中 6回配布
配布枚数	約330,000枚/回

- (1) 広告料提案書
- (2) 誓約書【暴力団排除に関するもの】
- (3) 申込者の事業(会社)概要【会社のパンフレットでも結構です。形式は問いませんが、会社名、創業年月、所在地(本社、本店、市内の事業所、店舗等)、業務内容、従業員数は必須です。(補記可)】
- (4) 市内の事業所、店舗等の所在図(住宅地図)
- (5) 個人:住民票の写し【コピー不可、発行後3か月以内のもの】
法人:現在事項証明書又は履歴事項証明書【コピー不可、発行後3か月以内のもの】
団体:規約、参加企業・店舗等一覧表の写し
- (6) 広告原稿案【A4用紙に印刷】

9 申込み・お問合せ先

〒591-8505

堺市北区百舌鳥梅北町1丁39番地2 上下水道局本庁舎4階

堺市上下水道局 経理課 財産活用係

TEL:072-250-9131



10 広告掲載基準の抜粋

詳しくは、堺市上下水道局ホームページに掲載している「堺市上下水道局広告取扱規程」、「堺市上下水道局広告取扱要綱」及び「堺市上下水道局印刷物広告掲載取扱要領」をご覧ください。

【広告主になれない者の例】

- ・本市の市税、水道料金又は下水道使用料を滞納している事業者
- ・上下水道局の所管事業に関連のある上下水道工事業者又は上下水道関連商品の販売事業者
ただし、市内に本社、本店を置く上下水道工事業者(そのうち給水装置又は排水設備の工事業者である場合は、本市が指定する指定給水装置工事業者又は指定排水設備工事業者)のうち、本市発注の工事、維持管理業務の履行実績があること等一定の条件を満たす者は掲載可能とします。詳細は、経理課までお問合せください。
- ・暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)及び暴力団密接関係者(堺市暴力団排除条例(平成24年条例第35号)第2条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。)である事業者
確認のため、大阪府警察本部に照会する場合があります。
- ・民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続き中の事業者

【掲載できない広告内容等】

- ・上下水道局が推奨していると誤解されるおそれのあるもの
- ・誇大な表現及び根拠のない表示や誤認を招くような表現
- ・責任の所在、内容又は目的が不明確なもの
- ・クーポン券、粗品引換券等として利用するもの(個人情報に掲載されているため)
- ・墓地、墓石及び葬祭に関するもの(特定の者に配布するため)
- ・給排水設備工事、蛇口等の水漏れ、排水のつまり修理、天然水等の水の販売、浄水器の販売、浄化槽工事等

ただし、上記下線の事業者については、主な広告内容が給排水設備工事、蛇口等の水漏れ、排水のつまり修理等である場合は、掲載可能とします。

11 再作成費用の負担

「ご使用水量のお知らせ」は、数か月分を一度に印刷しますので、掲載期間の途中で広告内容を変更することは、できません。

広告主の責任により広告掲載を中止した結果、上下水道局が印刷済みの「ご使用水量のお知らせ」を使用できなくなったときは、「ご使用水量のお知らせ」を作成し直す費用を損害賠償金として広告主に負担していただきます。

12 契約保証金

(1) 契約保証金は、契約締結と同時に納付していただきます。

(2) 契約保証金は、「ご使用水量のお知らせ」を作成し直す費用その他広告主が上下水道局に対して負担する債務に充当します。

(3) 契約保証金は、「ご使用水量のお知らせ」の配布が終了し、広告主が上下水道局に対して負担する債務がないことを確認した後に、還付します。還付する契約保証金には、利子を付けません。

(4) 広告主の責任により契約を解除したとき、契約保証金は、上下水道局に帰属します。

(5) 広告主が上下水道局に対して負担する債務の額が契約保証金の額を超えるときは、広告主に対し、その超過額を請求します。

13 結果の公表

広告主決定後、広告主の名称、所在地、広告料、広告画像を上下水道局のホームページや上下水道局公式ツイッターで公表予定です。

14 裏面上部の上下水道局広報の内容(予定)

堺市上下水道局からのお知らせ

給水装置・排水設備は、お客さまの大切な財産ですので、ご自身で適正に維持・管理してください。(新設等の工事は堺市の指定工事店で!)

お引越し等で、水道のご使用を休止される場合や、新たに水道をご使用される場合は、届け出をお忘れなく!

水道料金・下水道使用料の口座振替をご利用でないお客様は、便利な“口座振替”を、ぜひご利用ください!

各種届出等の受付、メーター検針などは、民間業者に委託しています。

ご使用開始・休止のお届け、各種お問合わせは、「堺市上下水道局お客様センター」へ
TEL 072-251-1132 FAX 072-252-4132 

●有料広告欄

※広告内容等に関する一切の責任は、広告主にあり、上下水道局が業務内容等を推奨・保証するものではありません。